調剤のために必要な設備及び施設の概要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 調剤室の構造 |  | 調剤室の面積 | | ㎡ |
| 主な設備 | 品　　　目 | | 品　　　目 | |
|  | |  | |

備考

　１　薬局の位置図、見取図を添付すること。

　２　「主な設備」の欄には、薬局等構造設備規則（昭和３６年厚生省令第２号）第１条第１項第８号に掲げる設備以外のものがある場合にのみ、その主なものを記載すること。